

## 登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託契約書（案）

- 1 委託等名 登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託
- 2 業務の対象施設場所及び  
履行場所 登別市若山町1丁目29番地1 若山浄化センターほか  
(別紙1「業務の対象施設」に記載する場所)
- 3 履行期間 令和8年 月 日から令和13年3月31日まで  
うち  
引継期間 令和8年 月 日から令和8年3月31日まで  
業務期間 令和8年 4月 1日から令和13年3月31日まで
- 4 契約金額 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇- )
- 5 契約保証金 免除とする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 登別市中央町6丁目11番地  
登別市長  
氏 名 印

受注者 住 所  
氏 名  
及 び  
代表者 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別冊の仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書、実施要領、要求水準書及び業務提案書(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、業務を完了するため、業務に関する指示を受注者又は受注者の総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行期間)

- 第3条 履行期間は、令和8年 月 日から令和13年3月31日までとする。
- 2 業務期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 3 令和8年 月 日から令和8年3月31日までを、業務を適正に履行するための引継期間とする。ただし、引継期間に係る費用は、受注者の負担とする。

(契約金額)

- 第4条 前条第2項に規定する履行期間における契約金額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)とする。

(契約の保証)

第5条 発注者がこの契約締結において契約保証金を必要とする場合は、受注者が、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合は、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 発注者が認める契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、又は発注者が确实と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）契約代金の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第45条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。

5 契約代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務履行計画書等の提出)

第6条 受注者は、契約年度初年度に5か年分の業務履行工程を発注者に提出するとともに、年間業務履行計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。年間業務履行計画書の記載事項は、発注者と受注者とが協議の上定める。

2 前項の業務履行工程は、事業年度の業務開始日の30日前までに、年間業務履行計画書は、当該事業年度の業務開始日の30日前までに発注者に提出するものとする。

3 受注者は、業務期間の毎月20日までに、翌月の月間業務履行計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、年間業務履行計画書及び月間業務履行計画書に基づき、業務を履行するものとする。

5 発注者は、受注者から提出された年間業務履行計画書及び月間業務履行計画書において、契約図書等（この契約書と仕様書等をいう。以下同じ。）に反する場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさない場合は、受注者に対してその旨を通知する。

6 前項の場合において、受注者は、発注者に協議を申し入れることができる。

7 受注者は、第5項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において年間業務履行計画書又は月間業務履行計画書を変更し、再度、発注者の承諾を受けなければならない。

ない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、発注者の合意が得られたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務に伴う各種マニュアル別紙3に定める報告書その他この契約に関して要求水準書及び業務監督員の指示に基づき作成させる一切の書類、データ類等（以下「成果品」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第8条 受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作権の引渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者の承諾を得たときに限り、受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 成果品が著作物に該当する場合において、当該著作物の利用目的のために発注者が内容を改変するときは、受注者はその改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果品を使用又は複製することができる。また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部を一括若しくは別紙2に定める業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第9条の2 受注者は、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成7年4月1日

施行)に基づく指名停止の措置を受けている者に業務の一部を委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 前項の規定により契約が解除されたことにより生じる契約当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務監督員)

第11条 発注者は、受注者の業務の履行について必要な連絡指導に当たる業務監督員を定め、受注者に通知するものとする。業務監督員を変更したときも同様とする。

- 2 業務監督員は、この契約書の他の条項を定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 業務を契約図書等に従い履行させるための受注者又は受注者の総括責任者に対する指示
  - (2) 契約図書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括責任者との協議
  - (4) 業務の履行状況の確認、契約図書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の業務監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの業務監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく業務監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約に定める書面の提出は、実施要領等に定めるものを除き、業務監督員を経由して行うものとする。この場合においては、業務監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(総括責任者及び副総括責任者)

第12条 受注者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項の有資格者を業務に関する専任の総括責任者として定め、必要な事項を発注者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

なお、総括責任者は、この契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第12条の2 受注者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項の有資格者を業務に関する副総括責任者として定め、必要な事項を発注者に通知しなければならない。副総括責任者を変更したときも同様とする。

2 副総括責任者は、総括責任者を補佐及び代行することができるものとする。

3 副総括責任者は総括責任者を兼ねることができない。

（電気主任技術者）

第13条 受注者は、自家用電気工作物の修繕、維持及び運用の保安を確保するため、従業員の中から電気主任技術者を選任し、必要な事項を発注者に通知しなければならない。電気主任技術者を変更した場合も同様とする。

2 受注者は、当該自家用電気工作物の維持及び運用の主体であり、当該自家用電気工作物について電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項の義務を負うものとする。

3 受注者は、自家用電気工作物の修繕、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。

4 当該自家用電気工作物の修繕、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任される者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

5 電気主任技術者として選任される者は、自家用電気工作物の修繕、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（地元関係者との交渉等）

第14条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、当該交渉等に関して生じた費用負担については、発注者と受注者とが協議の上決定する。

（総括責任者等に対する措置請求）

第15条 発注者は、総括責任者及び副総括責任者（以下「総括責任者等」という。）又は第9条第3項の規定により業務を行うものが業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、必要な措置について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務監督員の職務執行が著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、必要な措置について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(契約の履行)

第16条 受注者は、履行期間を通じて、発注者の承諾を得た各種マニュアルに定めた業務の履行方法を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもってこの契約を履行しなければならない。

(修繕業務)

第17条 1件あたり130万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を超える可能性がある修繕の必要が生じたときは、発注者及び受注者は協議の上その原因の究明と責任の分析を行う。

- 2 前項の分析の結果、修繕の原因が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、受注者は、速やかに自らの費用負担により必要な修繕を行う。ただし、発注者は、前項の分析により判明した原因が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、その責めに関する責任の割合に応じた費用を負担する。また、修繕の原因が発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるときは、発注者は、速やかに自らの費用負担により必要な修繕を行う。
- 3 1件あたり130万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以下の修繕は、受注者が行い、その費用は受注者が負担する。また、受注者は契約図書等による補修計画は、年度単位で必ず履行するものとする。
- 4 受注者が行った修繕において契約不適合となる場合は、第32条の定めによるものとする。

(履行報告)

第18条 受注者は、別紙3に規定するところにより、この契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。

(使用許可物)

第19条 発注者が受注者に使用を許可する業務の施設及び機器類(以下「使用許可物」という。)の名称、数量又は面積、使用場所等は、実施要領等に定めるところによる。

- 2 受注者は、使用許可物を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者が使用する使用許可物の日常の維持管理は、受注者の負担により受注者が履行しなければならない。
- 4 受注者が使用許可物を使用する際に必要となる消耗品類は、受注者の負担により受注者が調達しなければならない。
- 5 受注者が使用許可物をき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、第23条に規定する不可抗力又は経年劣化によるもの若しくは業務の履行に支障のない軽微なものはこの限りではない。
- 6 受注者が使用許可物の使用により受注者に発生したいかなる損害についても、発注者はその責めを負わない。

(貸与品等)

第20条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物

品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所等は、実施要領に定めるところによる。

- 2 貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者が貸与する貸与品等の日常の維持管理は、受注者の負担により受注者が履行しなければならない。
- 5 受注者が貸与品等をき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、第23条に規定する不可抗力又は経年劣化によるもの若しくは業務の履行に支障のない軽微なものはこの限りではない。
- 6 受注者が貸与品等の使用により受注者に発生したいかなる損害についても、発注者はその責めを負わない。

（契約図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第21条 受注者は、業務内容が契約図書等、発注者の指示若しくは発注者と受注者による協議の内容に適合しない場合において、業務監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示又は発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者と受注者とが協議の上、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができる。

（契約図書等の変更）

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、契約図書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認めるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（不可抗力）

第23条 暴風、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて、発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更することができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間及び契約金額の変更方法)

第24条 履行期間及び契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間及び契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、別紙4により契約金額の変更が必要となる場合は、契約金額を変更するものとする。

(臨機の措置)

第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第26条 業務を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条第1項に規定する損害を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定による負担額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(契約図書等に定めるところにより付された保険により補てんされた部分を除く。)のうち、発注者の指示、使用許可物及び貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は使用許可物及び貸与品等が不適當であ

ること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、悪臭等の理由により第三者に及ぼした損害（契約図書等に定めるところにより付された保険により補てんされた部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第28条 不可抗力により、受注者が履行場所に搬入済みの仮設物、備品、器具類（以下「受注者の備品等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び契約図書等に定めるところにより付された保険により補てんされた部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、損害を受けた受注者の備品等で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える契約図書等の変更）

第29条 発注者は、第21条から第23条まで、第25条又は第26条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書等を変更することができる。この場合

において、契約図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の請求及び支払)

第30条 受注者は、別紙4の規定により速やかに契約金額の支払を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第31条 債務負担行為に係る契約において、業務対価の支払限度額（以下「支払限度額」という。）及び各会計年度の業務委託料は、別紙5のとおりである。

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

(契約不適合責任)

第32条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第33条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第36条又は第37条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第34条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第30条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第35条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約代金（この契約締結後、契約代金の変更があつた場合には、変更後の契約代金）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取

引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 総括責任者等を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第32条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された成果品に契約不適合がある場合において、その不適合が成果品を破棄した上で、再び成果品を作成しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をし

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。  
(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(9) 第40条又は第41条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前項第8号から第10号に該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条 第36条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第39条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第36条各号又は第37条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の受注者を選定し、業務を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた受注者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
- (1) 契約代金債権
  - (2) 業務完了債務
  - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が履行した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
  - (4) 解除権
  - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第27条の規定により受注者が履行した業務に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第40条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第41条 受注者は、次の号に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第23条の規定による業務の履行期間の2分の1（履行期間の2分の1に該当する日数が30日を超えるときは、30日）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条 第40条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第43条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額（以下「出来形部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

らない。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項に規定する出来形部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する調査機械器具、仮設物その他の物件（第9条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業現場を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第36条、第37条又は次条第3項の規定によるときは、発注者が定め、第33条、第40条又は第41条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（履行期間の満了又は契約の解除に伴う措置）

- 第44条 履行期間が満了になるとき、又は第36条若しくは第37条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、速やかに業務の履行に必要な書類その他業務の引継ぎに必要な書類及びデータとして、契約図書等に基づき発注者と受注者とが協議して定めたものを発注者に提出するほか、発注者が指定する者に対して、業務の対象施設が機能を満たしている状態で業務の引継ぎを行う。このとき、受注者はその引継事項について、発注者の指定する者に対して、書面により提出しなければならない。
- 2 前項の規定により引継ぎの内容及び期間等は、発注者と受注者とが協議の上定める。
  - 3 発注者は、履行期間の満了及びこの契約が解除された場合において、その契約終了までの期間内において発注者が指定した日に、業務の対象施設機能の評価を行うことができる。
  - 4 前項に定める評価の結果、業務の対象施設が機能を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担におい

て行うことを請求することができる。ただし、発注者は、業務の対象施設機能の評価を履行した日から30日以内に請求するものとする。

- 5 第3項に定める評価の後、契約終了までに、業務の対象施設について機能を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は契約終了後14日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。
- 6 受注者は、履行期間の満了において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、第23条に規定する不可抗力又は経年劣化によるもの若しくは業務の遂行に支障のない軽微なものはこの限りではない。
- 7 受注者は、履行期間の満了及びこの契約が解除された場合において、履行場所に受注者の備品等があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、履行場所を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。ただし、引き続き発注者が使用するものとして、発注者と受注者が協議して定めた受注者の備品等を除くものとする。
- 8 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。
- 9 第7項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 10 第6項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第36条及び第37条によるときは発注者が定め、第40条及び第41条によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段及び第7項に規定する受注者のとるべき措置の期限及び方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この業務の成果品に契約不適合があるとき。
- (3) 第36条又は第37条の規定により、成果品の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第36条又は第37条の規定により成果品の完成前又は業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果品の完成前又は業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について、更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約代金から出来形部分に相応する契約代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第37条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第46条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第40条又は第41条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第30条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第47条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第30条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から当該成果品に係る業務完了後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、そ

の成果品が当該成果品に係る業務に関わらない場合は、その不適合を知った日から1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡し時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から当該成果品に係る業務完了後1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果品の契約不適合が発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第48条 受注者は、契約図書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（管轄裁判所）

第49条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（契約外の事項）

第50条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定める。

## 【別紙1】業務の対象施設

### (1) 処理場施設等

- ・若山浄化センター（若山町1丁目29番地1）
- ・し尿投入施設（若山町1丁目29番地1）

### (2) ポンプ場施設

- ・若草ポンプ場（若草町2丁目100番地42）
- ・幌別ポンプ場（千歳町2丁目12番地11）
- ・登別ポンプ場（登別港町2丁目10番地2）

### (3) マンホールポンプ所

- ・若草公園ポンプ所（若草町1丁目2番地先）
- ・鷺別小学校ポンプ所（鷺別町4丁目39番地17先）
- ・鷺別橋ポンプ所（鷺別町3丁目13番地3先）
- ・鷺別漁港ポンプ所（鷺別町6丁目1番地10先）
- ・鷺別町6丁目ポンプ所（鷺別町6丁目37番地1先）
- ・大和町第1ポンプ所（大和町2丁目27番地41先）
- ・大和町第2ポンプ所（大和町2丁目19番地2先）
- ・大和町第3ポンプ所（大和町2丁目2番地4先）
- ・鉄道橋ポンプ所（美園町1丁目26番地5先）
- ・鷺別岬ポンプ所（鷺別町1丁目30番地9先）
- ・大和町第4ポンプ所（大和町2丁目43番地5先）
- ・大和町第5ポンプ所（大和町2丁目44番地10先）
- ・大和町第6ポンプ所（大和町2丁目45番地11先）
- ・若草町5丁目ポンプ所（若草町5丁目11番地12先）
- ・美園町第1ポンプ所（美園町3丁目26番地9先）
- ・美園町第2ポンプ所（美園町6丁目31番地1先）
- ・鷺別2丁目ポンプ所（鷺別町2丁目41番地10先）
- ・上鷺別ポンプ所（上鷺別町106番地2）

【別紙2】主たる業務（第9条関連）

受注者が第三者に委任し、又は請け負わせてはならない業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）処理場施設及びし尿投入施設の運転管理に関する業務
- （2）ポンプ場施設及びマンホールポンプ所施設の運転管理に関する業務

## 【別紙3】モニタリング（第7条、第18条関連）

### 1 履行状況の報告

#### （1）日報及び月報

受注者は、業務の履行状況に関する日報（以下「日報」という。）と月報（以下「月報」という。）を作成し、日報については翌日（提出の期限日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日）、月報については毎月の末日から7日以内にそれぞれ発注者に提出する。

なお、契約図書等に定める水準の未達がある場合には、その旨を記載すること。日報及び月報の記載事項は、発注者と受注者とが協議の上定める。

#### （2）完了届

受注者は、各月の業務完了後、速やかに完了届を発注者に提出すること。

#### （3）修繕業務に係る報告

受注者が行う修繕のうち、機能に関わる部品の取替等の修繕については、事前に履行しようとする内容を記した文書を発注者に提出し、発注者の承諾を得て履行すること。また、履行後には、完了報告書をその都度発注者に提出すること。

#### （4）年間業務報告書

受注者は、履行期間の各事業年度末に年間業務報告書を作成し、翌年度の発注者が指定する期日までに発注者に提出すること。

なお、契約図書等に定める水準の未達がある場合には、その旨を記載すること。

#### （5）各種資料の提出

発注者が行う経営分析や決算状況報告書等の作成に必要な資料を求めた場合は、受注者は、発注者に資料を提供すること。

### 2 履行状況の確認及び改善要求

#### （1）発注者による月報の確認（既済部分検査）

発注者は、受注者から月報の提出を受けた場合、報告内容を承諾するときはその旨を、承諾しないときはその旨と理由を記載して、提出を受けた日から10日以内に受注者に通知する。

発注者が報告内容を承諾し、その旨を受注者に通知した場合は、月報に報告された月に係る業務の既済部分検査に合格したものとする。

発注者が報告内容を承諾しない旨通知した場合、受注者は、発注者からの指摘事項を踏まえて報告内容の補足、修正又は変更を行い、再度発注者に提出して承諾を受けること。

## (2) 改善通告

(1) の確認の結果、契約図書等に定める水準の未達が判明した場合には、発注者は、受注者に対して、水準の未達部分とその理由を明らかにし、かつ、その是正のための改善措置をとることを通告する。

受注者は、発注者が通告した日から10日以内に、改善の方法、期限等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出し、承諾を得た上で速やかに改善措置を講じる。発注者は、改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、理由を明らかにした上で、受注者に改善計画書の変更と再提出を求めることができる。

発注者は、受注者からの改善措置の完了の通知又は改善期限の到来を受け、改善計画の履行により水準の未達の是正が行われたかどうかを直ちに確認する。この確認の結果、是正がなされていないと認められるときは、発注者は受注者に対して再度、当該改善計画書の変更と再提出を求める。

## (3) 随時モニタリング

発注者は、受注者による業務の履行状況等を確認するため、随時、業務の対象施設に立ち入ることができる。また、発注者は、受注者に対して業務の履行状況や業務に係る費用の収支状況等について説明を求めることができる。

## 【別紙４】契約金額（第２４条、第３０条関連）

### 1 基本維持管理費

#### (1) 算定方法

基本維持管理費は、業務の履行に必要な費用として、次の表の内訳に基づき受注者が入札価格内訳書において提案した金額とする。

	摘 要
人件費	
被服費	被服等の購入費
備消耗品費	事務用及び維持管理用の消耗品
燃料費	維持管理用、自動車及び暖房用の燃料費
光熱水費	水道料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等の費用
委託料	法定点検、検査、調査等維持管理の委託に要する費用
手数料	各種点検に関する手数料
賃借料	日本放送協会受信料等
修繕料	維持修繕に要する費用
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
薬品費	緒薬品購入費
原材料費	維持修繕に要する諸材料費
保険料	自動車保険料等
その他諸経費	上記に含まれないすべての費用

各事業年度の基本維持管理費は、受注者が入札価格内訳書において提案した金額とする。また、毎月の基本維持管理費は、当該事業年度の基本維持管理費を12等分した額を基本とする。

#### (2) 支払額

基本維持管理費に100分の10を乗じた金額を消費税及び地方消費税の額とする。支払額は、基本維持管理費に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。また各月の支払額は、別紙5のとおりとする。

#### (3) 支払方法

受注者は、別紙3に記載する毎月の検査に合格した後、各月の支払額の請求書を発注者に提出する。発注者は、請求書の受理日から30日以内に受注者に支払う。

## 2 調整費

調整費は、電力価格の変動によるもの、賃金の変動によるもの、汚水量の変動によるもの及びその他の調整からなる。調整は、各事業年度が終わるごとに1回、発注者又は受注者からの申出があった場合に行うものとし、申出を行う側が提示する金額及びその算出根拠を明らかにする書類に基づき、発注者と受注者とが協議の上調整額を決定し、各事業年度の3月の基本維持管理費の支払時において基本維持管理費に加算し、又は控除する。

調整について発注者又は受注者からの申出があった場合は、発注者及び受注者は誠実に協議を行うものとする。

### (1) 電力価格の変動によるもの

動力費及び光熱水費のうち電気料金に適用することとし、北海道電力株式会社（以下、北電という。）から供給される電力及び対象施設において太陽光発電設備（以下、太陽光という。）から供給される電力について、下記の算定式により調整額を算定する。

$$\begin{aligned} E_N = & E_{C_N} \times (E_{F_N} / E_{C_N} - E_{F_6} / E_{C_6}) \\ & + E_{C_{NS}} \times (E_{F_{NS}} / E_{C_{NS}} - E_{F_S} / E_{C_S}) \\ & + (E_{C_{NS}} - E_{C_S}) \times (E_{F_S} / E_{C_S} - E_{F_6} / E_{C_6}) \end{aligned}$$

ここに

$E_N$ ：当該事業年度の電気料金調整費

$E_{C_N}$ ：当該事業年度において業務の対象施設で使用した北電電気使用量（kWh）

$E_{F_N}$ ：当該事業年度における業務の対象施設全体での北電電気料金（円）

$E_{C_6}$ ：令和6年度において業務の対象施設で使用した北電電気使用量（kWh）

$E_{F_6}$ ：令和6年度における業務の対象施設全体での北電電気料金（円）

$E_{C_{NS}}$ ：当該事業年度において業務の対象施設で使用した太陽光電気使用量（kWh）

$E_{F_{NS}}$ ：当該事業年度における業務の対象施設全体での太陽光電気料金（円）

$E_{C_S}$ ：当該事業年度において業務の対象施設で使用予定の太陽光電気使用量（kWh）

$E_{F_S}$ ：当該事業年度における業務の対象施設全体での予定太陽光電気料金（円）

(2) 賃金の変動によるもの

「公共工事設計労務単価」(国土交通省)に掲載されている当該事業年度に適用する労務単価(北海道、電工単価)を基に、下記の算定式により調整額を算定する。

なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

|  $F I_N / F I_{P-1}$  | の値が5.0%より大きいとき：

$$F A_N = H_N \times (F I_N / F I_{07} - 1)$$

|  $F I_N / F I_{P-1}$  | の値が5.0%以下のとき：

$$F A_N = H_N \times (F I_P / F I_{07} - 1)$$

ここに、

$F A_N$ ：当該事業年度の人件費に係る物価変動調整費

$H_N$ ：当該事業年度における基本維持管理費の支払合計額のうち人件費相当額

$F I_{07}$ ：令和7年4月(事業者の公募年)における労務単価(北海道、電工単価)

$F I_N$ ：当該事業年度の4月が属する年における労務単価(北海道、電工単価)

$F I_P$ ：前回調整の基礎となった事業年度の4月が属する年における労務単価(北海道、電工単価)。一度も調整が行われていない状態での $F I_P$ は $F I_{07}$ とする。

(3) 汚水量の変動によるもの

動力費のうち電気料金に適用し、各年度、汚水量の将来値と実績値の変動率を基に、下記の算定式により調整額を算定する。

なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。また、汚水量の変動率の絶対値が5.0%以下であった場合は、当該事業年度分の調整は行わない。

1) ( $W A_N / W P_N - 1$ ) が5.0%より大きいとき：

$$E A d_N = E P_N \times \left\{ (W A_N / W P_N) - 1.05 \right\}$$

2) ( $W A_N / W P_N - 1$ ) が-5.0%より小さいとき：

$$E A d_N = -E P_N \times \left\{ 0.95 - (W A_N / W P_N) \right\}$$

ここに、

$E A d_N$ ：当該事業年度における電気料金の調整額

$E P_N$ ：当該事業年度における電気料金の見積額(当初協議額)

$W A_N$ ：当該事業年度の汚水量の実績値

$W P_N$ ：当該事業年度の汚水量の将来値(要求水準書【別紙5】に規定する汚水量)

(4) その他の調整

発注者が受注者に対して負担すべき追加費用の支払に係る調整(増額)又は受注者が発注者に対して負担すべき追加費用の支払に係る調整(控除)をいう。ただし、損害賠償請求はこの調整としては取り扱わない。

### 3 業務要求水準未達による契約金額の減額

#### (1) 処理水質に係る法定基準の未達

要求水準書に示す処理水質に係る法定基準について、発注者が別に履行する各年度の法定試験の結果で未達があった場合は、法定基準の項目ごとに1回と数えるものとする。未達に係る減額については、当該事業年度の基本維持管理費に未達1回につき、100分の10を乗じた金額に当該年度の未達回数を乗じた額とし、変更契約を取交わすものとする。

なお、発注者の指示に基づく運転方法の変更等に起因して処理水質に係る法定基準の未達があった場合、あるいは有害物質の流入等による不可抗力に起因して処理水質に係る法定水準の達成が困難であったと認められる場合は、契約金額の減額は行わない。

#### (2) 処理水質に係る提案基準の未達

受注者によって提案された処理水質に係る基準（月間平均値及び年間平均値）について、受注者が履行する定期試験及び日常試験の結果を合わせた月間平均値及び年間平均値で、各項目に1つでも未達があった場合には、未達1回と数えるものとする。未達に係る減額については、未達が年間3回以上（月間平均値と年間平均値の合計回数）生じた場合には、当該事業年度の基本維持管理費に100分の10を乗じた金額を減額し、変更契約を取交わすものとする。

また、受注者が行う各年度の定期試験及び日常試験についても、別紙3モニタリングの2（3）随時モニタリングの規定によって、発注者が随時、受注者の履行状況をチェックできる。

なお、発注者の指示に基づく運転方法の変更等に起因して処理水質に係る提案基準の未達があった場合、あるいは有害物質の流入等による不可抗力に起因して処理水質に係る提案水準の達成が困難であったと認められる場合は、契約金額の減額は行わない。

＜処理水質に係る提案基準の未達例（月間平均値）＞

	pH	BOD	SS (mg/L)	大腸菌数	判定
提案基準	5.8～8.6	10mg/L 以下	25mg/L 以下	80 コロニー形成単 位/ml 以下	
○年 4 月	—	—	—	—	
○年 5 月	—	—	—	—	
○年 6 月	—	12mg/L	20mg/L	—	未達 1 回
○年 7 月	—	—	—	—	
○年 8 月	—	11mg/L	—	—	未達 1 回
○年 9 月	—	—	—	—	
○年 10 月	—	—	—	—	
○年 11 月	—	—	30mg/L	—	未達 1 回
○年 12 月	—	—	—	—	
○年 1 月	—	—	—	—	
○年 2 月	—	—	—	—	
○年 3 月	—	—	—	—	
年間判定					年間未達 3 回 ⇒減額

(注) 数値欄の「—」は基準内又は基準以下を表す。なお、年間平均値についても同様に判定を行い、月間平均値と年間平均値の未達回数を足し合わせて判定を行う。

(3) 脱水汚泥の発生量に関する要求水準の未達

要求水準書に示す脱水汚泥の年間発生量について、発注者が履行する計量で得られた値によって、脱水汚泥の発生量が年間 3, 150 t を超過した場合には、この超過分に係る汚泥の運搬処分費負担額として、次式により算出される金額を減額するものとし、変更契約を取り交わすものとする。

$$P_w = (W_2 - 3, 150) \times 53, 100$$

ここに、

$P_w$  : 汚泥量の要求水準未達に係る契約金額の減額 (円)

$W_2$  : 発注者が計測する値より算出される、脱水汚泥の年間発生量 (t)

53, 100 : 令和 6 年度実績から算定した脱水汚泥の処分費用 (円/t)

(算定例)

汚泥発生の実績値が 3, 200 t であった場合、

$$P_w = (3, 200 - 3, 150) \times 53, 100 = 2, 655, 000 \text{円}$$

4 消費税及び地方消費税の額

発注者は、基本維持管理費、調整費、要求水準未達による契約金額の減額（控除）の合算額に係る消費税及び地方消費税の額を受注者に支払う。

【別紙5】 契約金額の支払いスケジュール（第30条関連）

	月分	業務委託料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和8年度	4	円	円
	5	円	円
	6	円	円
	7	円	円
	8	円	円
	9	円	円
	10	円	円
	11	円	円
	12	円	円
	1	円	円
	2	円	円
	3	円	円
年計	円	円	

	月分	業務委託料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和11年度	4	円	円
	5	円	円
	6	円	円
	7	円	円
	8	円	円
	9	円	円
	10	円	円
	11	円	円
	12	円	円
	1	円	円
	2	円	円
	3	円	円
年計	円	円	

	月分	業務委託料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和9年度	4	円	円
	5	円	円
	6	円	円
	7	円	円
	8	円	円
	9	円	円
	10	円	円
	11	円	円
	12	円	円
	1	円	円
	2	円	円
	3	円	円
年計	円	円	

	月分	業務委託料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和12年度	4	円	円
	5	円	円
	6	円	円
	7	円	円
	8	円	円
	9	円	円
	10	円	円
	11	円	円
	12	円	円
	1	円	円
	2	円	円
	3	円	円
年計	円	円	

	月分	業務委託料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和10年度	4	円	円
	5	円	円
	6	円	円
	7	円	円
	8	円	円
	9	円	円
	10	円	円
	11	円	円
	12	円	円
	1	円	円
	2	円	円
	3	円	円
年計	円	円	

支払限度額	
-------	--

注) 予算上の都合その他必要があるときは、支払限度額を変更する場合がある。  
債務負担行為の限度額:1,454,530,000円